

電報

六月十五日午後七時三十分發
手付土時五分着

長官宛

福井

水源地ニクラ揚器械ニ台アルモ主要部例ハ
スライドバルブ、シリンドア、サクリコンバルブ、其他ヲ
取り除キアリ、委細手紙ニテ報告ス但し何レモ最モ緻
密ヲ要スルモノ故内地ニテ製作し持ち来ルモ不完全ヲ
免レズ人負ハ器械技師、鑄物工、運轉手一
ヲ要ス之ヲ反シ、海軍ニテ工作船ヲ廻ハシ現地ニテ製
作執付ケヲナセハ終、實際ニ適スルノミナラス時日
ヲモ縮メ得ル利アリト同偵察將校ノ言テ同官
ハ本日艦内ニ歸リ右報告スルトリ、依テ海軍
、交渉ノ上此手紙ヲ執ル方有利ナリ

0504

(新橋北村納)

0505

東郷聯合艦隊司令長官宛 六月 日

電報案

次長

青泥窪ノ水源地ニ於テハ並流機關ノ主要部取
除キアルヲ以テ海軍工作船ニテ修理セシメラシ度旨
陸軍ヨリ協議アリシニ付古谷第三軍兵站監
ヨリ依頼アラハ之ニ應ジ調査、上修理若クハ他
ニ適當ノ處置ヲ為サシメラシ度シ

六月十日午後五時半済

海軍

(瀬味綱)

0506

六月十三日

古谷兵站監

大嶋

青泥窪市水道ノ水源地ニ於ケル主要ナル模範ニ
不足者ハ破換アル海軍工作船ヲ製作取付ヲ
為サハ神速ニ完成シ得ルト云實地ヲ調査セシ鐵道
提理部ノ福井大尉ニ調査セテ修理ノ事ヲ艦隊
司令官ニ依頼セリ且軍令部ハ交渉済ナリ

海軍

(願味納)

0507

明治三十七年六月十四日發電

聯合艦隊參謀長宛

軍令部參謀

十二吋連射砲陸上砲架及附屬品四門分及望遠鏡照準機十門分十二吋連射砲桶霰彈了火七百二十發鍛鋼桶彈鑄銅桶彈取交々八百發十二吋連射砲彈葦三千發(外二千發既二貴隊、アハ答)ヲ送ル様取計ナリ

新、送ル彈藥箱ノ重量ハ約十二貫目ナリ

十二吋連射砲重量ハ砲身砲鞍三〇三四磅車二

一二六ナリ十二吋連射砲砲身及砲鞍八四四、砲車

五九九ナリナリ

(新橋北村柄)

0509

六月十四日午後一時四十分東京着

海軍軍令部次長

嶋村聯合艦隊司令長

第三軍より海軍將校指揮ノ下ニ海軍兵ニテ組織
シ十二挺速射砲六門十二挺十挺ヲ板垣ニ攻撃ニ参
加セシメ陸上ノ運搬ハ陸軍ニテ引受ケ三挺速射砲
一門ニ付三百発以上十二挺一門ニ付五百発以上ノ彈
藥ヲ携帶スル様協議ニ接セリ故ニ今佐世保ニ
用意シアル十二挺速射砲陸上砲架ト榴霰彈
千二百発箱共及通常榴彈八百発箱ヲ十二挺陸
上射撃用彈藥五千発ヲ最近便ニテ送ラレタレ
箱ハ陸上運搬ニ便ナル様餘リ大ナラス二人位ニテ
積卸シ出来ル様ヤウシ度ニ二十五日より重砲

0510

揚陸に掛り得ル豫定十二拇速射砲十二斤砲
身砲架砲車ノ重サヲ電報アリタシ

(新橋北村納)

0511

電報

六月十六日午前十時
午後六時着

次長宛

第三軍参謀長

昨夜七時頃敵ノ軍艦ヲシキモノ四、駆逐艦ヲシキ
モノ四、ジャレ^レ十二、小平島東南方ニ来リ一時
停止シアリシモノ今朝ハ已ニ其影ヲ見ス又昨日没
頃彼我ヲ辨シ難キ艦船十四、宮城子西北半
角山ノ沖ニ顕ハル艦隊ヨリハ今十六日巡洋
艦以下十一ヲ渤海湾ニ入ラシムトノ報アリ
我前面ノ敵情変リナレ

海軍

(通味)

0512

聯長官へ電報

次長

滿洲軍總司令部編制セウシ野戰軍總司令官ト
シテ侯爵大山元帥總參謀長トシテ男爵兒玉大將
出征ノ筈其編制勤務令等ハ郵送ス第三軍司令
官ハ協議ニ應シ旅順攻撃ニ參加セシムヘキ陸我重砲
隊ハ單ハ射撃ニ要スル將校下士官ノミヲ海軍ヨリ出シ一般
指揮上陸右ニ於ケル砲及彈藥ノ運搬砲臺之築造陣
地ノ掩護并ニ之ニ要スル人負及糧食ノ供給衛生医
療等ノ設備ハ總テ陸軍ニテ擔當ノ事ハ協議中ニ付其
合ヲ以テ第三軍司令官ト協商シ置カレタシ

六月十六日午後二時半滿

海

軍

(附味)

0513

六月十六日午後七時考電

竹敷司令官へ電案

次長

陸軍運送船、明十八日より従前通り輸送ヲナス門司に
往復スルモノ、航路ハ九州北岸、近リ航シ老岐ノ南
方ヲ通ル筈通信ノ便ヲ得次第第二艦隊司令長官ニ
傳ヘラレタシ

聯長官へ

次長

陸軍運送船、明十八日より従前通り輸送ヲナス
筈

佐鎮長官假根據地司令官へ電案 次長

陸軍運送船、明十八日より従前通り輸送ヲナス門司
ニ往復スルモノ、航路ハ九州北岸、近リ航シ老岐ノ南
方ヲ通ル筈

海軍

(細味)

0514

海軍

陸軍運送船、明日ヨリ従前ノ通り輸送ヲ爲ス
由參謀本部ヨリ電詔ス

十七日

(類味納)

0515

六月十七日午前

十時十五分ナカシマ島

軍令部長

細谷司令官

十六日入港五在泊廿一揚陸濟十二第六師團、
既、揚陸セシ師團司令部歩兵八大隊騎兵一
聯隊砲兵五中隊

海軍

(瀬珠納)

0516

六月十七日午前十時四十五分

聯參謀長宛

○陸軍ニテ軍ノ北進、併ニ遼東灣ニ揚陸地ヲ開設セ
ントスルノ希望アリ本部ハ此際之ニ同意セサルヲ知り直
接出先碇泊場司令官ヲシテ艦隊長官ニ協議セ
シメントスルヤノ疑アリ念、為メ滯通知シ置ク

○海上ノ敵ニ対スル陸軍側ノ報告ハ往々彼我ノ区別ヲ
誤リ且要領ヲ得サルノ憾アリ第三軍之兩翼ハ海軍將
校ヲ出サレテ如何

○糧食ノ入ル糧食ハ支那船等ニテ旅順ニ輸入セラルト芝罘
其他ヨリ支那船ハテ輸出スルモノハ清國官憲ヲシテ防
遏セシムルノ手段ヲ執リ得レトモ外國船ニテ輸出スルモノ
ハ我艦隊ノ力ヲ以テスルヨリ他ノ手段ナシ糧食ニ入ル食糧

ハ総テ敵軍ノ用ヲナス戦時禁制品ト認メ慶分ノ外他
ナシト思フ且ツ封鎖ヲ破ル船舶：対シテハ更ニ嚴重ナル
強制手段ヲ執ラレコトヲ望ム

聯參謀長官

次長

掃海負トシテ陸我隊負ヲモ使用セラシ猶ホ望核其
他陸上ニ派遣スル部隊ハ主トシテ陸戦隊負ヨリ擧出
セラレシ

六月十八日午前十時四十分發電済

聯長官宛

次長

滿洲軍ノ前進ニ伴ヒ糧秣ヲ遼東灣沿岸ニ於テ供給スルノ
必要ヲ認ムルに至リ此レモ旅順口ノ敵ニシテ現存スルノ固
全方面ニ輸送ヲ開始スルハ海軍ノ同意スル所ニ於テ
ナリ依テ益々旅順口ノ攻陷ヲ取急カサルハカウサルに至
リ要官ハ可成速ニ柳樹屯 青泥窪ニ至ル航路ヲ

0519

南連スハコト取計ハレタシ

(新橋北村純)

0520

佐鎮長官へ電訓案

部長

當分、間内司へ往復スル陸軍運送船ハ老岐ノ南
カラ通過スルニ就テハ貴官ハ老岐崎望梅ヲシテ海上
ノ安否ニ関シ必要ノ情報ヲ與ヘシムヘシ

第二艦隊長官・竹敷司令官へ

老岐通リ佐鎮長官へ訓令候條此旨心得ヘシ

(前文)

六月十八日午後四時發電スル

(事件陸軍へ通知ヲ要ス)

大海機密一五六号ヲ以テ老謀信長へ通知ス

0521

六月十九日午前

十一時五十分
午後〇時五十分

軍令部長

東郷司令長官

第二艦隊ニ元山津洲遣ノ陸軍運送船ヲ獲
送セシムルノ日取ハ何日ナルヤ當隊ニテハ此序ノ第
二艦隊ヲ浦塩方面ニ出シ機軸水雷ノ沈置ヲナシ
ノ度希望ヲ有ス

海軍

(細味)

0523

聯長官宛

次長

第二艦隊ハ陸兵ヲ元山ニ復送シ上陸ヲ掩護幫助
シ今日歸還兵ヲ載セテ之カ飯路ヲモ掩護セシムル
筈ニ付浦塩方面水雷沈置之事ハ他日ニ譲ラサル
ヲ得ス右輸送船ハ昨十七日宇呂出帆ノ預定ナリシ
船繰リノ都合ニテ延引決定次第ヲ通知ス

六月十九日午後四時半

海軍

(類味)

0524

大正謀監第一三四〇號一

明治三十七年六月廿日

參謀總長侯爵大山巖

海軍令部長壽將伊東祐亨殿

別紙、通滿洲軍總司令官、刺令致度異存
無三候、可仰 允裁及協議候也

大正謀監第一五七號

海

軍

(瀬味納)

0525

訓令

一、滿洲ニ於テ野戦軍大ニ作戰ノ目的、同地方ノ敵軍ヲ撃破シ遠シ之ヲ掃蕩スルニテ

二、滿洲軍總司令官ノ指揮下ニ集ル野戦軍及獨立師團左ノ如シ

第一軍

第二軍

第三軍

獨立第十師團

三、聯合艦隊ト協同動作ヲ要スル場合、於テ滿洲軍總司令官ハ聯合艦隊司令長官ト協同スルニシ

參謀總長奉

滿洲軍總司令官宛

(滿洲北村稿)

0527

參謀總長、面答案 三十七年六月廿一日

軍令部長

謀略第一二四〇號滿洲軍總司令官、訓令方
稀協議三趣了、函右訓令中第三項、協同動
作、是等聯合艦隊司令長官ニ下サレシ敵艦隊
ノ全滅ヲ図ルベシトノ命令範圍ニ限ラル、様致度
右異存無之候ハ、別紙ノ通り聯合艦隊司令
長官、訓令方可仰 允裁此段面答旁及協
議候也

大海極密第一五七號ノ二

海 軍

(湘味納)

0528

大海訓

訓令

一、滿洲ニ於ケル野戰軍大作戰ノ目的ハ同地方ノ敵軍ヲ擊破シ遠ク之ヲ掃蕩スルニアリ

二、滿洲軍總司令官侯爵大山巖ノ指揮下ニ属スル野戰軍及獨立師團左ノ如シ

第一軍

第二軍

第三軍

獨立第十師團

三、貴官ハ大海令第一號及大海令第六號ノ目的ヲ達スル爲メ協同動作ヲ要スル時ハ滿洲軍總司令官ト協議スル

0529

明治三十七年 月 日

東京大本營：於テ

海軍之令部長子爵伊東祐亨

聯合艦隊司令長官東郷平八郎殿

0530

大市謀心一三〇日號第三

明治三十七年六月廿一日

大謀總長侯爵山縣有朋

海軍、令部長子爵伊東祐亨殿

大海模倣一五七ノ二ヲ以テ協議相成候件異
存無之候也

海軍

(湘味納)

0531

鐵

六月廿二日發電情

聯合艦隊參謀長宛電報案 次長

第二軍ニ對スル糧秣ノ供給充カナラズト聞ク或ハ貴
艦隊ノ遼東灣沿岸ノ輸送船隊ノ護送掩護
ヲ請ホシ来ルモ知ルヘカラス一タヒ之等ノ供給路ヲ閉
カシ手軍ハ蓋シ其便ニ慣シ之ヲ續行シ望ニ為
ス艦隊自由ノ行動ヲ掣肘シ不識ノ危害ヲ蒙
サシテ恐ル軍ハ前進シテ遂ニ方面我手ノ入り水陸
安全ナルニ至ラハ時機ヲ見テ船隊ヲ河中ニ入シ得ル
至ルヘキモ南滿洲ノ沿岸ニ船舶ヲ寄スルハ危険ナド
ヤ去月下旬金州役ニ際シ我砲艦ニ對シ敵ノ十
隻ノ驅逐艦ヲ放テシ敵ノ公報ニ在ルカ如シ敵艦
隊ヲ擊滅スル迄艦隊ハ成ルヘシ他ニ係累ヲ増サシ

0532

ニユトヲ望ム

國家ノ運命ヲ決スルハ我海軍ノ勝ヲ全フスルノ如何
在リテ軍ノ前途多少遲滞スルカ如キハ其ニ比スルニ足
ラズ

海上ニ於ケル出来事ハ総テ海軍ノ責務ニ歸スルハ
目下ノ情態ニ海軍永遠ノ計トシテ是亦考慮
ヲ要スハ其義ナリト認ム以上沛々考迄ニ申進ス

新橋北村

0533

明治三十七年六月廿二日

大正實陸軍參謀次長長岡外史

元山後備諸隊、來ル廿五日午後五時宇品着、運送
船錫蘭ヨリテ元山津、向ヒ輸送致度候、就テハ
海上護衛上ノ事都合承知致度此段及弗旦會
候也

桑田總長、中令部長、明彦、司、
改メ、し、而、し

海軍

四答案

謀臣一三二五號一元山後備諸隊輸送護衛
・因し海軍會之趣了前右差支無之進テ艦隊一
訓令し都令有之候并海決定相成候に連
・海通知相成度此段及回答候也

次長

大本營陸軍參謀次長宛

大正陸軍一五九号一

海軍

0535

大正陸軍部一三二五号三

明治三十七年六月廿三日

大正陸軍部議決長長岡外史

海軍令部次長伊集院五郎殿

大海模客才一五九部ノ二ヲ以テ清田君ノ趣ヲ承
元山後備諸隊ノ輸送ニ謀ル才一三二五号ノ一、
通決定改候間及所通知候也

海
軍

(湘味納)

0536

第二軍前進部隊ハ餓餓ニ瀕シツアリト唱フルモノ、如
シト雖モ又一方ニ程秣ノ海上輸送、故障アル場合ニ
顧慮シ軍ハ陸上輸送ヲ努メツ、アリト云フ是、依テ之ヲ
見、軍ハ陸上輸送ヲ~~サカシメ~~ナリト云フ、~~ナリト云フ~~ノ途
ルニモ拘ラズ海上輸送ノ易キニ依ラレト努メツ、アルモノ、
如シ此際之カ爲ニ強テ海軍ノ一部ヲ割リカ如キハ大
局ニ害アルモノト認ム此辺ノエト篤ト決考慮アラレ
エトヲ希望ス

幕僚

聯合艦隊参謀

六月廿四日午後七時四十五分迄

海軍

0537

第二艦隊參謀長

次長

聯

元山後備諸隊輸送方、當分見合スルコトニ決セリ
長崎浦塩線志自岐付近陸上ヶ并ニ志岐付近
ニ於ケル電線、修理、来月一日ヨリ志岡間程ヲ
要スル預定其後引續々竹邊湾付近ノ工事ニ
着手スルカ或ハ沖ノ島ノ方ニ着手スルカ、新線
到着ノ時日ト工事進捗ノ程度、應シ決定スル
案ナリ

六月廿五日發電

海軍

(細味納)

0538

七月三日午後

滿洲軍總司令部、安藝丸、乗船来ル十日宇品出港
青泥窪ニ向フ梨奔宮殿下沛同乗アラセシ第四軍
司令部、讃岐丸ニ乗船同日宇品出港大孤山ニ
向フコトナレリ

次長

聯合航隊長官

赤二機隊長官

七月三日午後一時半から乗電ス

假根司令官

花親展

吳長官

佐世保長官

竹敷司令官

航路保安に因るより更に訓令スル

海軍

(附録)

0539

滿洲軍
總司令部 副司令第一六号第一

明治三十七年三月

滿洲軍總參謀長 男爵兒玉源太郎

海軍、令部次長伊集院五郎殿

滿洲軍總司令部及第四軍司令部、来日十日左
記、通り字面出帆戦地、向候、付及通報也
尚、梨本宮殿下、總司令部、若、乗船上
陸相成候、付申添候
左記

滿洲軍總司令部

船名 安藝丸
上陸地 青瓦窪

0540

第四軍司令部

船名 讃岐丸
上陸地 大孤山

0541

上村第二艦隊司令長官電案

本ル一日始メテ敵艦隊ヲ若見セシ時刻并ニ其時ニ於ケル
彼我之位地及ヒ敵ヲ追撃シテ遂ニ之ヲ見失ヒシ時
刻并ニ其降ニ於ケル彼我ノ位地敵ノ反航ヲ慮リテ
針路ヲ南ニ轉セシ時刻場所及ヒ其後天明ニ至
ルマテノ行動報告アリタシ

次長

七月三日午前十一時十五分發電済

海軍

(湘味納)

0542

七月六日午後六時半頃

電案

第四軍司令官野津大將、乗船讚岐丸、安藝丸ト同行シ黄海北部ニ至ラント分離シ其上陸點ニ向フ筈左為念沛通知ス

次長

聯合艦隊司令長官

第二艦隊司令長官

海軍

0543

大本謀監第一四〇三號分一

明治三十七年七月七日

大東亞陸軍參謀長長岡外史

海軍軍令部長伊集院五郎殿

昨日陸通知相成候安藝丸護衛之件致承同
船、未土日午之前六時六連島十音午前四時白帆島
到着、豫定之候間其取及回答候也

追々讃岐丸之安藝丸同行為致候向申
添候

海軍

(瀬米納)

0544

電報案

大山満洲軍総司令官、乗船安藝丸野津
才四軍司令官、乗船鑽岐丸、来ル十一日午前
六時六連嶋十三日午前四時白翎島通過、豫定
ナリ

次長

聯合艦隊司令長官

才二艦隊司令長官

七月八日午前八時三十分發電

海軍

(附味酒)

0545

大本謀略第一四号分一

明治三十七年七月分

大本謀略軍參謀次長 長岡外史
海軍令部次長伊集院五郎殿

別紙ノ通電報有之候間及市通郵候也

昨長
七月廿午前時發電

海軍

(附録)

0546

311
828

電報

七月一日午後九時八分發
三島島長

井口少將宛

在廣島 児玉大將

依司令部二十日午後三時出帆ス

海軍

(瀬味納)

0547

大本
陸軍
電報第七五一号

明治三十七年七月九日

大東亞陸軍參謀長長岡外史
海軍令部長伊集院五郎殿

別紙之通電報有之候内及清浦提候也

聯長
力二七
電

海
軍

(細味納)

0548

別紙

電報

七月九日午後一時三十分

長岡少将宛

児玉大将

梨本宮殿下 満洲軍艦司令部及分司令部
十日午後各回、宇呂出帆し、十日午前六時六連
島に至り、船中、艦衛より受る

十日午

解長
尹三

電報

海

軍

(瀬米綱)

0549

押 俵

軍令部長

七月十五日午後 七時一五分
七時五十分

嶋村 聯合參謀長

目下當方面ニテ直接防備、海面ハ小長山島ヨリ小平島ニ至ル約六十海里ニ延長シ我ト其勢力大差ナキ敵駆逐艦ノ襲撃ヲ絶体ニ防遏スル事ハ甚ク困難ニシテ第九師團及砲兵第二旅團ノ到着時日ヨリ押ストキハ高ク封鎖、長時日ニ渉ルヲ覺悟セサルヲ得ス然ルニ艦艇ノ現状ハ今日ノ状態ヲ維持シ難シ自今防備ノ區域ヲ大連湾、大長山島、大要三個所、分チタシ故、塩大嶼上陸地及碇泊地ヲ廢シ小長山、北大長山、東、運送船碇泊地ヲ設ケ海軍、復

0550

衛ヲ受テ大連河ニ向テ航進柵樹屯ニ揚陸スル事ヲ取
計シタシ但シ柵樹屯ニ敵極械水雷浮流シ来ハ
実創ニシカラス晝間ハ小蓋氣ニ海軍兵ヲ乗セ相
當ノ保護ヲ盡スモ夜間ハ危険ニ付青泥窪ニ避泊
セシメ又防備ハ薄弱ナルヲ以テ其滞泊スル數ハ限リ
アリ目下ハ夜間ノ滞泊一二隻トナシテ尚ホ四五隻
増加シテモ差支ナシト思フ陸軍ト交渉ノ上何分ノ
注意見ヲ承リタシ

電報

七月十一日午後十時三十分
全 土時十分着

大山大將宛

乃木第三軍司令官

伏見ノ宮殿下明十二日午後博多丸ニ乗船
歸京アラセラル

海軍

(瀬味納)

0552

聯隊參謀長宛

次長

塩大澳上陸地及碇泊場廢止方、陸軍ヨリ其向、
訓令スルコト、協議済ミ、棧橋其他上陸材料移
轉之爲メ兩三日ヲ要スル見込

七月十五日午後二時四十分頃

海軍

(瀬味 稿)

0553

七月十一日午後

發電

白島望樓長宛

部長

明朝未明其地附近、到着する浪速丸生目令及、
尤ノ通り傳へヨ

伏見、宮殿下今十二日午後博多丸に乗船青泥窪
葦御飯京アうせうし貴官、白翎島より六連島至ル
間、全船ヲ護衛スベシ

七月十一日午後三時十分發電済

右第二艦隊長官へ通知ノ事
各課長へ通知済

海軍

(瀬味納)

0554

七月十三日午後三時三十分電報

聯隊參謀長宛

幕僚

直經約廿八呎容積一万三千立方呎輕氣球到着試験之結果良好風力一秒時六米突(凡力二、相當ス)迄ハ容易ニ三百米突迄テ昇騰シ得電訊番及ヒパイロットバルーンニテ地上トノ通信ハ困難ナラズ取扱ハ要スル部隊編制シアリ何時ニテモ發送シ得ハシ陸軍ニテモ輕氣球隊ハ編制アレトモ急ハ發遣シ運ビ至ラサルモノ、如シ此降責隊ヨリノ要求次第直ニ發送セトス所意見如何

海軍

(瀬味納)

0555

七月十三日午後二時四十分發電稿

東郷聯合艦隊司令長官宛

旅順に攻畧之準備次第ニ進延スル、至リしハ最も遺憾トスル所ナリ、全地之攻畧敵艦隊之撃滅今ヤ一日ヲ緩ラスヘカウサルハ貴見ノ如シ、今日更ニ陸軍部ト協議シ此目的ヲ達スルカ爲メ一切之手段ヲ取ラントス、貴官モ又直接滿洲軍艦司令官ト協議ヲ遂ケラレシコトヲ詢ス

部長

海軍

(瀬味綱)

0556

聯長官宛電彙

塩大澳上陸地ハ明日ヨリ廢止スル付同時ニ全處ニ
防濤ヲ撤セラルヘシ但シ軍ノ給養上萬止ムヲ得サル
場合ニ糧秣ノミヲ全地ヨリ陸上ケスルコトアルヘキモ
特ニ之カ防濤ニ対シ艦隊ニ於テ顧慮ヲ加ヘテサラシ
コトヲ望ム旨陸軍部ヨリ照會シ来リ

部長

七月十四日午後二時廿分電済

海軍

(瀬味納)

0557

本月十六日以後内地出帆ノ陸軍運送船ハ小長
山島ノ北側ニ至ラシムル旨参謀総長ヨリ通報アリ
タリ

次長

聯合艦隊長官

七月十六日午後〇時三十分頃

海軍

(細味納)

0558

古事類聚卷一四八五号第一

明治三十七年七月十六日

冬謀詔長候壽山縣有例

海軍、令部長子壽伊東祐亨殿

昨十五日、海田付相成候東御船、司令長官ヨリ、電
報ヨリ、今十六日ヨリ内地出帆、運送船、小長山島
ノ北側ニ至ラシムコトニ、實地施致候間、此旨全船
隊司令長官、海通報相成候度候也

海軍

(湘味納)

0559

大本謀略第一五四號第一

明治三十七年七月廿日

大謀總長侯爵山縣有朋

海軍、令部長子爵伊東祐亨殿

目下旅順背面、差遣シタル海軍陸戰隊ヲ作戦、
便宜上一時第三軍司令官、令下、属シ度異
存無之候ハ、連署仰 允裁度及協議候
也

大海極密第一五号

海軍

(瀬味納)

0560

命令

聯合艦隊司令長官、海軍陸戦重砲隊ヲ編
制シ之ヲ第三軍司令官ノ令下ニ属シ旅順口ノ
攻略ニ参加セシムルコト

明治三十七年七月二十日

参謀総長
海軍令部長 奉

滿洲軍総司令官
聯合艦隊司令長官 宛

本命令ハ大海令第二十号ヲ以テ聯合艦隊司令官
長官ハ、軍令部長ヲ以テ第一参謀總長連署ス

0561

ニ
ア
ラ
ス
(
諸
部
軍
給
口
令
な
い
冬
備
給
長
ヨ
考
ス

0562

大梅極密第一八五號二

七月二十一日午後五時十分發電

謀略第一五四六號ノ一目下旅順背面ニ差遣
シテ海軍陸戰重砲隊ヲ作戦之便宜上
一時第三軍之令下ニ属セシムルノ件協議之
類ノ函右果存無之候ハ付別紙ニ通達
署仰 允裁度此段並四策及協議候也
明治三十七年七月廿日

部長

参謀総長宛

0563

(新橋北村編)

0564

聯長官宛電報案

作戦ノ全局、艦ヲ旅順口ノ攻畧ハ一日ヲ緩フスヘカ
サル旨訓令。對シ滿洲軍總司令官ヨリノ復命ニ
ヨシハ第三軍ハ来ル廿五日ヨリ進撃ヲ開始シ敵ヲ旅
順要塞内ニ壓迫シテ總攻撃ノ準備ヲ整ヘ得ル
ハ八月二十日ニシテ全廿一日ヨリ始メ攻撃ニ着手ス
ヲ得ベリ進メテ旅順口ヲ攻陥スルハ全二十五日以後全
月一杯シ期ヤラセタシトス我々艦艇今日ノ現状ハ
在リテ封鎖勤務ノ延長ハ我々海軍ノ耐ハサル所ニシ
テ又ハバル午ツレ艦隊之ヲ航、對シ備フル所アラント
スルハ更ニ期日ヲ短縮セサルヘカウサルナリ貴官ハ右ニ
主意ヲ以テ直接滿洲軍總司令官ト協議ス處ナ

0565

ラハ、ト共、旅順に攻陥期日、止長、對スル貴座
下艦艇ノ状況等、付貴官ノ見込ヲ申報セラル
シ

部長

(新橋北村親)

0566

七月二十日

午後一時のち若
六時五十分

滿洲綏軍司令官

矢謀總長宛

旅順ノ敵我軍内ニ降服ヲ乞ヒタル場合ノ處置左ノ如ク
取計ヒタル

(一) 旅順ノ敵我陸軍、降服スル場合ニハ第三軍司令官
ヲシテ之ヲ處置セシメ敵、海軍、内閣條項ニ直接、聯合航
隊司令官ト協議ス

(二) 旅順ノ敵我海軍、降服スル場合ニハ聯合艦隊司令長官
ヲシテ之ヲ處置セシメ敵、陸軍ニ関スル條項ニ直接、第
三軍司令官ト協議ス

海 軍

(滿洲綏)

0567

七月二十三日午後八時半電

井口少将ヨリ滿洲軍總參謀長へ

總司令官并ニ才三軍司令官ヨリ大本營へノ報告ニ
依リ旅順攻撃ハ本月廿五日ヲ以テ攻圍線ノ前進ヲ開
始シ来八月廿一日ヲ以テ始メテ砲撃ヲ開始セラルモノ
、如シ殆ト一ヶ月ノ長時日、自レ此間、於テ何時旅順
ノ艦隊突出シ来ルヤモ計ラレス我艦隊ヲ以テ終始之
カ警戒ヲ保持スルコトハ全ク不可能、事ハ屢々又旅順
陥落ノ時期漸ク遷延スルニ從ヒバルナク、艦隊ノ東
航益々事實トナルノ心算ヲ増加シ今日、在リテモ其
行ノ疑フヘカランコトハ海軍當局ノ確、豫期スル如ナリ
トス然ルニ我艦隊ハ開戦前ヨリ已ニ久シク軍務ニ従事
シアリテ其間修繕改装等ノ餘暇ナク今日に至リテハ大小

公心
ム

艦船苦、船渠に入ラサルヘカウナル如キ比々皆然ナリ
ルハナシ而シテ之ヲ修復ヲ全フセシニ少クモ二月ヲ要
スト云フ若シ此修復ヲ終ラサルニ先タチ巴艦隊東
洋ニ来着スルコトアラレカ此時已ニ旅順陥落スルアリ
トスルモ忽々彼我傷者ノ勢ヲ轉倒シ敵ヲシテ制海
權ヲ恢復セシムルカ如キ非運ニ際會スルナキヲ保セス加
之浦港艦隊亦只日本海ニ暴威ヲ逞フスルノミナラス
今ヤ津輕海峡ヲ越ヘ太平洋ニ出テ、我航路ヲ不安
ナラシメツ、アリ情況夫レ斯クノ如シ故ニ此際旅順
ノ陥落ハ對露作我全艦ノ形勢ニ鑑ミ一日モ迷
カナルヲ要シ之ヲ八月下旬ニテ還止スルハ全艦ノ形勢
ノ許サレ處ニシテ之ヲ短縮スルカ為メ多クノ犠牲
ヲ生シ正攻準備ノ一部ヲ画辭ニ屬スル如キハ顧

ルニ暇ナキコト、信ス

本日大本営兩幕僚長閣下會合、上此奉付
キ凝議シ遂ケラレ兩閣下共憂慮指シ終ニ旅順
陥落ノ一日モ速カナラレコトヲ切望セラル、様見受ケラル
此事に關シテハ總司令部、於テモ焦ト沛熟考、上
可然沛処置アラレコト陸海作戰全般、為テ又陸上
作戰今後、基礎ヲ固ムル為テニ切望、堪ヘス依テ
乃々意見ヲ具申ス

0570

(新編北村綱)

0571

佐鎮長官宛

白島長島間通信復旧セシニ付運送船通信船
ハ特、白島、寄航セシムルニ及ハス

部長

七月二十四日午後四時発電

海軍

(通称)

0572

七月廿四日午前八時五九分白島
十時十分

幕僚

増田少佐

八重山午前八時四十七分第三地点ニ向テ歸ル仲繩丸
長島ニ着カヌカスノ為メナラシ運送船通候船ノ寄
港ノ件ハ已ニ出發ノ外取止メラレ差支ナレ長嶋
東ノ風強シ濃霧
白島東ニ濃霧 鳥島東施レ曇
ハ沖南晴シ

海

軍

(順次編)

0573

七月二十五日午前九時

電報（要點略号）

旅順、敵我軍門に降服ヲ乞ヒタル場合ニハ尤ノ要領ニ
從ニ処置ヲ取計ル

(一) 旅順、敵我陸軍、降服スル場合ニハ第三軍司令官ニ
テ處置シ敵海軍ニ關スル條項ハ第三軍司令官ニ直
接、聯合艦隊司令長官ト協議ス

(二) 旅順、敵我海軍、降服スル場合ニハ聯合艦隊司
令長官ニテ處置シ敵陸軍ニ關スル條項ハ聯合艦
隊司令長官ニ直接、第三軍司令官ト協議ス

部長

聯合艦隊司令長官宛

海軍

(瀬田)

0574

電報

七月二十七日午後六時
二十八年八月九時五十分着

參謀總長宛

在南瓦房店司令官

才三軍方面ニテ鐵道掩護、任スル黒井海軍中
佐、率ツル十二斤砲、門ヲ海軍陸戦重砲隊ニ
歸入スルカ或ハ別、才三軍司令官、指揮ニ屬
スル如ク取計アリタシ

海軍

(瀬田納)

0575

大臣ヨリ教
令ノ事ニ取
計ス

七月廿八日 午後四時

佐鎮系謀長

軍令部長宛

八月二日頃徒歩砲兵第二獨立大隊及第七
師團ノ補充人馬材料等ヲ當地ニ於テ讚岐丸
横船ヲ乗舩方大沢運轉通信長官ヨリ依頼
アリ當府ニテハ差支ナシ尚差部ヲ何等ノ命令
アル義ナシヤ
是レノ事ニ陸軍ヨリ由テ後發令ス

海 軍

(瀬田 綱)

0576

七月

二十一日午後三時三十分伏世保島島嶼

滿洲軍総司令官

軍令部長

(戦通五九)

本月二十五日午後三時発ノ貴電受領セリ尚ホ
東郷長官ヨリモ之ニ関スル電報ヲ受領旅順
ヲ一日モ早ク攻畧スルハ日本帝國全軍ノ爲メ
緊要中ノ緊要事ナルコト全ク閣下ト合感ニシ
テ現ニ之ニ努力シツアリ然レモ旅順ノ敵ハ全ク
退路ヲ有セス早ク敵死スルヲ勝ツカ死スルカ將タ
降服スルカノ三アルノミナルヲ以テ其ノ防守ノ頑強
ナルコトハ閣下ノ疾、察察セラル、所ナルヘリ又旅
順ニ對スル戦闘ハ野戦ト異リ長日月ヲ費シテ構

0577

築きたる要塞ナルヲ以テ其攻撃ノ爲メに十分ナル
 銃砲火ノ威力ヲ發揮スル如ク準備スルにアテサレ
 ハ之ヲ攻畧スルコト能ハサルコトモ固下リ諒知セラル
 所ナリ現ニ第三軍ニ敵ノ背後第一防禦線ヲ
 二十五日以來主力ヲ尽シテ攻撃シ居ルモ今日
 尙ホ僅ニ其一點ヲ占領シタルに過キルヲ一防禦
 線ヲ尙且ツ然リ況ヤ本陣地ニ對シテハ一層多大
 ノ困難ヲ被冒サレバカラス又攻城材料ヲ運搬
 スルニハ鐵道・由ル、外殆ト也、道ヲ從テ敵ノ砲
 壞シタル鐵道ヲ修築シテ使用セサルハカラス其ヤ
 此レハ準備ニハ相當ノ時日ヲ費シ得所望ノ日
 時、攻畧ヲ完成スルに遺憾ナカリ成即ノ望メ
 し尤モ大本營ニ報告し置キタル攻撃時刻ハ

十分に見積りたるモノナリシ以テ其範圍内に於テ出
来得ル丈ケ之ヲ短縮シ可成所希望ニ近ツノ
様致ス考ヘサリ右端セテシヨ
(終)

0579

七月二十八日午後九時四十五分

ガールニ 細谷司令官宛

次長

第三軍方面ニテ鐵道掩護ニ任スル海軍十二斤砲ヲ
黒井中佐ノ率ル陸我重砲隊ニ編入スルカ或ハ別ニ
三軍司令官ノ指揮ニ屬スル様取計アリタシト滿洲
軍總司令官ヨリ参謀總長ニ上申アリタリ右砲ハ
門ニシテ何レヨリ揚陸シ將校兵員ノ編成別指揮系
統如何ナリ居ルヤ電答アリタシ

海軍

0581

別紙第三軍戦況ヲ送付申上候尤モ右ハ從來決定
部外ニハ出サ、ルモノ、有之候間尤モ探知合、テ取扱
相成度候也

七月廿八日

長岡次長

軍令部次長殿

海

軍

(通判)

0582